

大阪小児科医会地域かかりつけ医登録制度

大阪小児科医会在宅小児医療委員会 春本常雄医師

われわれの基本的な姿勢は「地域の普通の小児科医師が病院主治医らとの役割分担と連携の中で在宅に1～2例でも関わることで在宅療養児の生活の質が高まること、その地域のかかりつけ医の絶対数を増やすことで在宅小児医療を全体として活発化させたい」というものである。

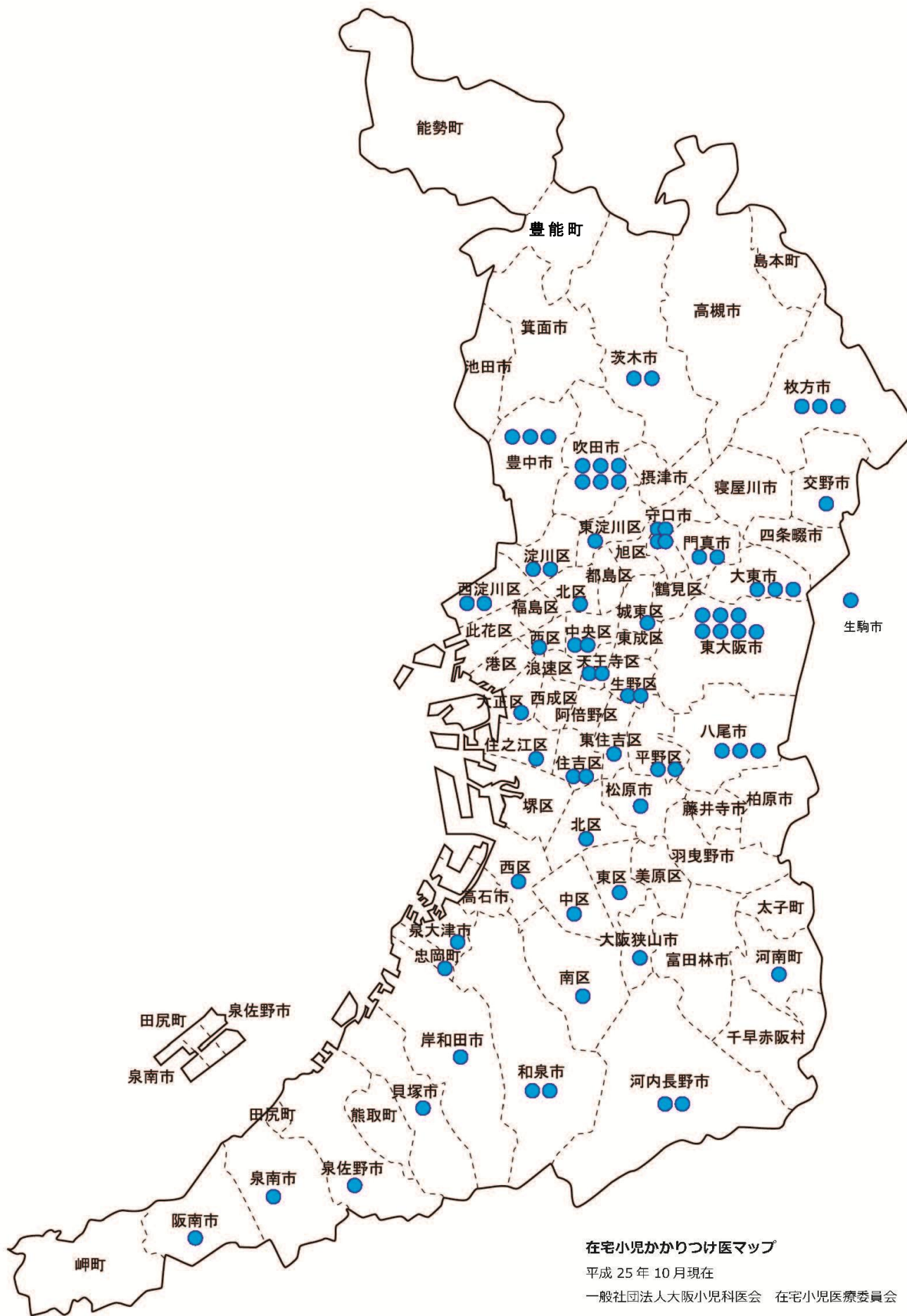
2011年5月に大阪小児科医会会員を対象として行った在宅小児医療実態・意識アンケートによると、現在在宅小児医療を行っていない方の75%が「依頼・相談されたことがない」と答えており、在宅医を求めている家族や訪問看護ステーション等と、求められれば在宅医療をしてもいいよという小児科医師をマッチング（お見合い）させることが課題であると考えた。

2012年11月、在宅医療を担っていただけると答えた会員に対し、「在宅小児かかりつけ医登録票」記載を依頼し、約70名が登録した（図）。かかりつけ医が担える時間帯や医療内容を明記したことが特筆すべき点であり、院内対応のみを条件とした登録医も多い。

2013年2月から、大阪小児科医会会員内のみで「在宅小児医療かかりつけ医紹介事業」の試運用を開始した。その運用の実際であるが、医会会員の病院主治医が「在宅小児かかりつけ医依頼票」を記載、それを受けて在宅委員会内の当事業担当医師が地理的条件と担える医療内容等を考慮して登録医の中から選定・依頼し、了解が得られれば病院主治医に紹介して、在宅医療を開始するものである。

2013年7月から、門戸を広げるため、大阪府下の保健所・保健センターの保健師からの紹介も受けることを決定した。地域の保健師から大阪小児科医会事務局通じてこの事業につなぐこととした。しかしながら、登録医はオープンにせず、医会会員の病院主治医から医会会員の在宅医という医会内部での事業であることには変わりはない。また、現状では登録医も多くはなく、担える範囲も限定されることから、要請に十分答えられない可能性もあるのが実態である。

今後、登録医を増やしたいし、そのための条件整備・研修を行っていききたい。また、将来的に小児科医会会員以外まで広げるか、登録医をどこまで公開するのか、等々については今後の課題と考えている。



在宅小児かかりつけ医マップ
 平成 25 年 10 月現在
 一般社団法人大阪小児科医会 在宅小児医療委員会